

進む民法改正論議に注目を

この1年の間には東日本大震災、ユーロ危機、金正日氏の死亡など次々と大きな事件が起きた。同時に1ドル80円を割り込む円高が2011年の7月以来続いている。原発事故も大量の汚染水処理や汚染地域の除染、そして何よりも燃料の状態を確認できないなど、政府の収束宣言にもかかわらず危機は継続している。あまりに大きな課題が次々と生まれるために、危機を感じる感覚がマヒするような思いすら抱いてしまう。これらは自らの生存にとって大きな影響を及ぼす事象であるがゆえに、緊張感を持って注視しなければと思う。しかし、これらマスコミを賑わす事件とは別に粛々と進み、しかも私たちの生活に大きな影響を及ぼす事柄も進んでいる。2009年10月に法制審議会に諮問された民法（債権関係）改正作業である。

審議は中間的な論点整理を終え、昨年6月～8月にかけてパブリックコメントの募集も行われた。このパブリックコメントには、団体116団体・個人253名から意見が寄せられ、連合も8月1日に7点にわたって意見を提出するとともに、8月5日にはシンポジウムを開催し、論議の浸透を図っている。しかし、問題が専門的であることや広範囲にわたっていることなどから、素人には理解しづらいものになっている。そればかりか、中間報告に対しては、専門家からも「審議が拙速に過ぎる」「改正の必要性が説明しきれていない」との批判や「実務に十分な配慮を」などの要望が多く出されている。そもそも、改正論議の発端は学会有志によって2006年10月に発足した「民法（債権法）改正検討委員会」が「債権法改正の基本方針」（第1回法制審議会民法（債権関係）部会資料として提出）を2009年4月に発表したことと関係があるとみている専門家もいるくらいである。

今回の改正作業は、「社会変化の対応を図り、国民一般にわかりやすいものとする等の観点（法制審議会への諮問文より）」から見直しの必要があるとして行われているものである。しかし、すでに昨年の夏の段階において、今回の改正内容が広範に及ぶとともに、問題

のない条文についても変更するような論議経過に、実務家の間にも戸惑いと懸念が広がっているようだ。

昨年発表された「中間的な論点整理」も、私たち労働者に深く関係する事柄が多く含まれている。連合意見書によれば、①労働契約の成立と終了、労働条件の変更、②労務供給に関する報酬請求権、③消費者保護を強調するあまり役務提供者の地位と報酬請求権、④労働債権確保、⑤労働法による保護対象者の範囲、⑥労務提供に関する損害賠償請求、⑦集団的労使関係の7つの点にわたって悪影響を及ぼすとしている。

「戦後、長期間にわたっての労働判例及び労使交渉の積み重ねによって、労働契約関係の民事的ルールが判例法理及び労使慣行として形成されてきた。また、平成19年に労働契約法が制定され、判例法理の一部が実定法となった。今回の債権法改正によって、これら実務によって形成されてきた労働判例及び労使慣行が変質させられ、労働者の権利を不当に制約ないし後退させることがあってはならない（労働弁護団パブリックコメント）」との意見に示される通り、民法の改正が、これまでの判例や慣行との継続性を無視して行われるとするならば、国民生活に多大な悪影響を与えることは必至である。

審議会では、国民生活への悪影響を避けるための慎重な審議が求められるが、影響を受けるわれわれ自身も、その内容について積極的な関心を持ち、必要であれば具体的な行動も行う必要がある。

私たち労働者は、労働法によって保護されていることから、労働基準法や労働組合法については関心を持っている。しかし、労働法はあくまで使用者に対して弱い関係しか持ちえない労働者を保護するための特別法であり、労働法の保護の範囲を超えれば、民法の規定する内容に従わなければならないのである。このような情勢を契機に、多くの労働組合関係者が民法への関心を深め、日々の活動に生かすことができるようになればと願う次第である。

（単独行）